

令和8年度

京都市立日吉ヶ丘高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、時代によってその態様を変化させながら、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、場合によっては、その生命または身体に重大な危険を生じさせ、その可能性や未来を損なうおそれがあるものである。いじめ防止等の取組は将来にわたって確実に推進していく必要があり、いじめの問題への対応は、これからも全社会的観点から検討し対処していくべき重要な国民的課題である。

本方針は、平成29年3月に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の内容や本市の現状を踏まえ、「いじめの積極的な認知」「未然防止・早期発見と組織的な対応の徹底と検証」などの取組の一層の充実を目指し、生徒一人ひとりの尊厳を保持する目的のもと、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、充実した取組内容を策定するものである。

1.いじめの防止等の組織

- 1 いじめ防止等に関する取組を実効的に行うために、校内に「いじめ対策委員会」を置き、その組織について入学時、各年度の開始時に生徒、保護者に対して説明する。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、副校長、教頭、生徒指導主事、生徒部員、学年主任、保健部長、人権教育主任、養護教諭、スクールカウンセラー
- 3 「いじめ対策委員会」は学期ごとに開催するとともに、必要のある時に開催する。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証
 - (2) いじめに係る情報の収集と共有
 - (3) 指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (4) 関係する生徒への直接的な指導
 - (5) 関係機関、専門機関との連携（京都市教育委員会・児童相談所・警察署）
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめであるかの判定

2.いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの生徒にも起こりうるものであり、どの生徒も加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に相互の個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等と一体となって継続的に取組を行う。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 分かりやすく規律ある授業の推進

(2) 教室環境の整備

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- ・人権教育の推進・人権標語で啓発活動を行う。
- ・コミュニケーション能力の向上
- ・学校行事(球技大会、文化祭、体育祭等)のほか、日常のホームルーム活動を通して人間関係づくりを行う。
- ・ボランティア活動を推進し、奉仕の精神を培う。

(4) いじめについて理解を深め、教職員の資質能力向上を図る取組と保護者啓発の推進

- ・講演会の実施(PTA 共催)
- ・校内研修の実施(基本方針の徹底、事例を基にした実践研修、アンケート結果をもとにした研修)

3.いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、またネット上で起こったり、教職員に分かりにくい場所や時間で行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報は「いじめ対策委員会」で集約・共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で集約された情報については、各学年主任を通じて、または職員会議で報告し共有する。
- ・ゆとりある教育環境を創出し、生徒との信頼関係を深めながら、教職員間の情報の交流や相談しやすい学校を形成していく。

(2) 学期毎に全生徒を対象としたアンケート調査及び面談による聞き取り調査

- ・アンケート調査
- ・面談による聞き取り調査

(3) 相談体制の整備と周知

- ・保健主事、養護教諭、学年主任が中心となり、スクールカウンセラーと情報を共有する。

3 ネットを通じて行われるいじめに対する対策

(1) 生徒への啓発

- ・学校全体の取組を通じて、インターネットやSNSなどの積極的・有効的な利用スキルの習得を進めながら、一方でその基本的な使用方法や危険性に関する教育を強化していく。

4.いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。またネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- (2) いじめと疑われる行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係生徒から事情を聞くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- (4) いじめられた生徒、いじめた生徒双方及びその保護者への支援を行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーを活用する。
- (5) いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、より良い成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、お互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

5.重大事態への対応

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき、または、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合は、直ちに京都市教育委員会や警察等との連携を図り、調査・指導を行う。
- 2 学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえ、調査の公平性・中立性の確保に努め事実関係を明確にする。
- 3 調査結果を京都市教育委員会に報告する。

6.関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) PTAの活動を通して、いじめに対する理解を深める取組を推進する。教職員、保護者合同の研修会を実施する。
- (2) いじめ防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。

2 関係機関との連携の推進

京都市教育委員会のほか、警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図る。

7.年間計画(予定)

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議(いじめ対策委員会等)の開催や教職員の資質能力向上(校内研修)の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信 関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「生徒・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校教育の重点」の共有 「学校いじめ防止基本方針」の共有 「いじめ防止プログラム PDCA サイクルの確認」	・入学式、始業式にて 「いじめ対策委員会」紹介 ・対面式 ・新クラスHR ・学年集会 ・新入生歓迎会 ・非行防止教室 ・遠足	・全学年個人面談週間 ～担任団等確認及び共有～ ・入学者オリエンテーション ・健康診断 ・1年次生 人権アンケート	・進路保護者説明会 ・PTA 役員会
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 ◆保健人権研修会① 「配慮を要する生徒の情報の共有①」 「人権アンケートの結果の共有」 ◆「学校評価項目の確認」	・人権学習 【1年次生】 地球のステージ (多様性に関する取組)		・PTA 役員会及び市高PTA 例会 ・学年懇談会
6	◇いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「個人面談の結果の共有と対策」	・球技大会 ・HELLO Village Week	・第1回記名式いじめアンケートの実施、	・保護者懇談会 ・PTA 総会 ・学校説明会 ・学校運営協議会
7	◇いじめ対策委員会④ 「記名いじめアンケートの結果から見えてきたこと」 ◆職員会議 「夏季休業中の諸注意」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・人権学習 【1年次生】 人権教育学習会 (ネットに関する問題)	・夏季休業前部活動健康相談	・学校説明会 ・PTA 役員会 ・「夏季休業中の諸注意」プリント配布
8	◆職員会議 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」 「年間の取組の見直し① PDCA サイクル」 ◆保健人権研修会② 「夏休み明けの生徒の様子について」 「配慮を要する生徒の情報共有②」 ◆学校保健委員会	・大学オープンキャンパス参加 ・学園祭に向けて ・サマーキャンプ	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討 ・模擬試験分析会 「未受験者及び不調生徒の把握と対応」	・学校説明会
9		・文化祭		・PTA 役員会
10	◇いじめ対策委員会⑤ 「前期学校評価(の結果)について」 PDCA サイクル	・体育祭		・学校説明会

1 1	◇いじめ対策委員会⑥ 「記名式アンケートの実施に向けて」 「個人面談の結果の共有と対策」	・人権学習 ・人権標語募集と優秀作発表 【3年次生】 人権教育学習会 (障がい者に関する問題)	・個人面談、三者面談 ・第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有	・入学説明会及び相談会
1 2	◇いじめ対策委員会⑦ 「記名いじめアンケートの結果から見えてきたこと」 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆保健人権研修会③ 外部講師を招いての研修会(PTA参加型) ◆職員会議 「冬季休業中の諸注意」	・学校長からのいじめに関する講話 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・冬期学習講座	・学校評価アンケート (生徒・保護者)	・PTA役員会 ・学校評価アンケート (生徒・保護者) ・「冬季休業中の諸注意」プリント配布
1	◇いじめ対策委員会⑧ 「学校評価項目の確認」 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」	・越境祭		・PTA役員会 ・学術顧問会議
2	◆生徒指導校内研修会⑤ 「年間の振り返りと取組の見直し③PDCAサイクル」 「次年度のいじめ基本方針について」 ◆生徒部・保健部・人権部委員会 「春季休業中の生活」に向けて◆年間総括①(分掌ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・PTA役員会
3	◇いじめ対策委員会⑨ 「学校評価の結果について」PDCAサイクル 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 ◆生徒指導校内研修会⑤ 「年間の振り返りと取組の見直し③PDCAサイクル」 「次年度のいじめ基本方針について」 ◆職員会議 「春季休業中の諸注意」 ◆年間総括①(分掌ごと) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」 ◆年間総括②(全体) 「今年度の反省と来年度への課題の共有」	・学年集会 ・卒業式 ・春季休業を迎えるにあたっての心構え 【1年次生】 海外語学研修旅行及び 修学旅行取組	・記名式アンケートの保管	・入学予定者及び保護者招集 ・「春季休業中の諸注意」プリント配布

いじめ問題発生時における動き

